

大分県報

令和五年
号外（四九）
三月三十一日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………一

企業局訓令

大分県企業局事務決裁規程の一部改正……………五

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田 健

大分県企業局管理規程第八号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を次のように改める。

5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

一

第三条の二第一項中「大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）を「就業規程」に、「就業規程第二条第四項」を「同条第四項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（再任用短時間勤務職員にあつてはその額）及び「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額」を「額」に改める。

第十六条第一項第一号中「運賃相当額」を「この号及び次項において「運賃等相当額」に改め、「除して得た額（以下）の下に「この項において」を加え、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」を「支給単位期間につき、県職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額及び前項の規定による額の合計額」に改め、同項各号を削る。

第十九条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第二十二條の二第一項及び第二項を次のように改める。

条例第九条の二第一項に定める管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる管理監督職員（条例第三条の二に規定する職にある職員をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 管理監督職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 次の表の上欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（勤務に従事した時間が六時間を超える場合にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額。次号において同じ。）

職	手当の額
企業局理事	一一、〇〇〇円
企業局参事	一〇、〇〇〇円
企業局次長	八、五〇〇円
課長	八、五〇〇円
（本局に置かれるもの）	
センター長	

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次の表の上欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

参 務 企 画 推 進 監 事	八、〇〇〇円
総 務 企 画 推 進 監 事	
リ ニ ュ ー アル 推 進 監 事	
工 務 調 整 監 事	
部 務 調 整 監 事	
室 務 調 整 監 事	
課 所 長	六、〇〇〇円
支 (センターに置かれるもの) 長	
参 務 企 画 推 進 監 事	七、五〇〇円
セ ン タ ー 長	
課 (本局に置かれるもの) 長	
参 務 企 画 推 進 監 事	九、〇〇〇円
企 業 局 参 事 監 事	
企 業 局 次 長	
企 業 局 理 事	一〇、〇〇〇円
職 手 当 の 額	
支 (センターに置かれるもの) 長	五、〇〇〇円
課 所 長	

2 条例第九条の二第二項に定める管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる管理監督職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 管理監督職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 次の表の上欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

参 務 企 局 理 事	五、五〇〇円
企 業 局 参 事 監 事	
企 業 局 次 長	
参 務 企 画 推 進 監 事	五、〇〇〇円
リ ニ ュ ー アル 推 進 監 事	
工 務 調 整 監 事	
部 務 調 整 監 事	
室 務 調 整 監 事	
課 所 長	四、三〇〇円
支 (センターに置かれるもの) 長	
参 務 企 画 推 進 監 事	四、〇〇〇円
セ ン タ ー 長	
課 (本局に置かれるもの) 長	
参 務 企 画 推 進 監 事	三、八〇〇円
企 業 局 参 事 監 事	
企 業 局 次 長	
企 業 局 理 事	五、〇〇〇円
職 手 当 の 額	
支 (センターに置かれるもの) 長	三、〇〇〇円
課 所 長	
参 務 企 画 推 進 監 事	三、五〇〇円
リ ニ ュ ー アル 推 進 監 事	
工 務 調 整 監 事	
部 務 調 整 監 事	
室 務 調 整 監 事	
課 所 長	二、五〇〇円
支 (センターに置かれるもの) 長	

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次の表の上欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

第二十五条第三項及び第五項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第三十条を次のように改める。

(端数計算)

第三十条 第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十九条から第二十一条までの規定により勤務一時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

第三十一条第一号中「附則第二十四項」を「附則第二十三項」に改める。

附則第二十四項から第二十七項までを削る。

附則第二十三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給与の減額の特例)」を付し、同項の次に次の十一項を加える。

24 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第二十六項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに第三条(第五項を除く。)、第四条第三項及び第六条(第三項を除く。)の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

25 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大分県条例第十三号)第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条各号に掲げる職を占める職員

26 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第二十八項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附

則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(企業局長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員が受ける職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第二十六項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、企業局長が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第二十六項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、企業局長が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第二十六項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十五条第五項(第二十六条第四項において準用する場合を含む。)の適用については、「給料月額」と附則第二十六項、第二十八項又は第二十九項の規定による給料の額との合計額(育児短時間勤務職員等にあつては、当該合計額」とする。

31 育児短時間勤務職員等に対する附則第二十四項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「()に、算出率を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」とする。

32 附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第十一条第二項第一号並びに第二十二條の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、第十一条第二項第一号中「定める額」とあるのは「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを

「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額」と、第二十二条の二第一項及び第二項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

33 企業局長は、附則第二十四項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる適当な方法によりその旨を通知することとする。

34 附則第二十四項から前項までに定めるもののほか、附則第二十四項の規定による給料月額、附則第二十六項の規定による給料その他附則第二十四項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、企業局長が定める。

別表第一中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	188,000	215,500	255,600	275,000	290,200	315,600	357,400	390,500	441,700
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基	準	準	準	準	準	準	準	準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	188,000	215,500	255,600	275,000	290,200	315,600	357,400	390,500	441,700

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規程による改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に關する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第二十四項及び第二十六項から第三十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第五項及び第六項の規定により採用された職員をいう。以下この項、附則第五項及び第七項から第九項までの規定において同じ。）の給

料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与規程第三条第五項の定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第二条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員（令和四年改正条例附則第八項及び第九項の規定により採用された職員をいう。以下この項から附則第六項までにおいて同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第二条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（令和五年大分県企業局管理規程第三号）附則第二項の規定によりみなして適用される大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 当分の間、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の給与規程第二十二条の二第一項及び第二項、第二十五条第三項及び第五項並びに第二十六条第二項の規定を適用する。

6 当分の間、前項に規定するもののほか、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の給与規程第十一条第二項、第十六条第一項第二号及び第十九条第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員に対する改正後の給与規程第十一条第二項の規定の適用については、同項第一号中「別表第五の二」とあるのは、「別表第五の三」とする。

8 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する附則第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。

9 前項の規定は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

10 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、企業局長が定める。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第五号

大分県企業局事務決裁規程（平成二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県企業局長

磯

田

健

本 局
事 業 所

別表第一の一の表の三の項を次のように改める。

<p>三 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）以下この項中「法」という。）に関する事務</p>	<p>一 第六十八条第二項の規定に基づき、本人に対し、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態が生じた旨を通知すること。</p>	<p>一 第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求者に対し、開示請求書の補正を求めること。</p>
<p>この項中個人情報に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を「施行令」、大分県個人情報保護法施行条例（令和四年大分県条例第三十二号）を「条例」、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第</p>	<p>二 第六十九条第二項第一号の規定に基づき、本人の口頭による申出により提供することができる保有個人情報を定めること。</p>	<p>二 第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求者に対し、訂正請求書の補正を求めること。</p>
<p>五 第七十五条第一項の規定に基づき、個人情報ファイル簿を</p>	<p>三 第七十条の規定に基づき、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。</p>	<p>三 第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求者に対し、利用停止請求書の補正を求めること。</p>
	<p>四 第七十二条の規定に基づき、個人関連情報を提供する第三者に対し、提供に係る個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。</p>	<p>七 第八十二条第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨等を知照すること。</p>

二十八号)を「規則」、大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程(令和五年大分県企業局管理規程第七号)を「規程」という。

作成し、公表すること(施行令第二十一条第三項の規定に基づき、当該個人情報ファイル簿を修正する場合及び同条第四項の規定に基づき、個人情報ファイル簿についての記載を削除する場合を含む)。

七 第八十二条第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨等を知照すること。

八 第八十五条第一項の規定に基づき、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知すること。

九 第八十六条第一項及び第二項の規定に基づき、第三者に関する情報を含む保有個人情報の開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えること。

十 第八十六条第三項の規定に基づき、反対意見を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を知照すること。

十一 第九十三条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を知照すること。

十二 第九十三条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る保有

令和五年三月三十一日

大分県報号外(企業局管理規程・企業局訓令)

	<p>個人情報の訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>十三 法第九十四条第二項の規定に基づき、訂正決定等をする期限を延長し、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p> <p>十四 法第九十五条の規定に基づき、訂正決定等をする期限を延長し、訂正請求者に対し、延長の理由、当該期限等を通知すること。</p> <p>十五 法第九十六条第一項の規定に基づき、他の行政機関の長等に事案を移送し、訂正請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>十六 法第九十七条の規定に基づき、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知すること。</p> <p>十七 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>十八 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を通知すること。</p> <p>十九 法第一百二条第二項の規定に基づき、利用停止決定等をする期限を延長し、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p> <p>二十 法第一百三十三条の規定に基づき、利用停止決定等をする期限</p>	
	<p>を延長し、利用停止請求者に対し、延長の理由、当該期限等を通知すること。</p> <p>二十一 法第一百五十三条において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき、大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問すること。</p> <p>二十二 法第一百五十三条において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、審査請求人等に対し、大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした旨を通知すること。</p> <p>二十三 法第一百七条第一項において準用する法第八十六条第三項の規定に基づき、開示決定について審査請求をした第三者等に対し、裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。</p> <p>二十四 法第一百一条の規定に基づき、個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者から当該事業に関する提案を募集すること。</p> <p>二十五 法第一百四十四条第二項（法第一百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業等に関する提案をした者に対し、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨、納付すべき手数料等の額等を通知すること。</p> <p>二十六 法第一百四十四条第三項（法第一百八条第二項において読み</p>	

	<p>替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業等に関する提案をした者に対し、当該提案が基準のいずれかに適合しない旨及びその理由を通知すること。</p> <p>二十七 法第百十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。</p> <p>二十八 法第百十六条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。</p> <p>二十九 法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。</p> <p>三十 法第百二十三条第一項の規定に基づき、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示すること。</p> <p>三十一 法第百二十八条の規定に基づき、苦情を処理すること。</p> <p>三十二 法第百五十九条の規定に基づき、個人情報保護委員会の勧告に基づいてとった措置について、同委員会に報告すること。</p> <p>三十三 法第百六十五条の規定に基づき、法の施行の状況について、個人情報保護委員会に報告すること。</p> <p>三十四 施行令第四十条第一項の規定に基づき、検査等事務を行うこと。</p> <p>三十五 施行令第四十条第三項の</p>	
	<p>六 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この項中「法」という。）に関する事務</p>	<p>別表第二の二の表の六の項を次のように改める。</p> <p>一 法第七条第三項の規定に基づき、エネルギーの使用の状況に関する事項を経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>二 法第七条第四項、第十条第二項及び第十三条第二項の規定に基づき、特定事業者並びに第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場等の指定を取り消すべき旨経済産業大臣に申し出ること。</p> <p>三 法第八条第一項、第九条第一項、第十二条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員を選任すること。</p>
	<p>規定に基づき、検査等事務の結果について事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告すること。</p> <p>三十六 条例第五条第二項の規定に基づき、開示決定等をする期限を延長し、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p> <p>三十七 条例第六条の規定に基づき、開示決定等をする期限を延長し、開示請求者に対し、延長の理由、残りの保有個人情報について開示決定等をする期限等を知ること。</p> <p>三十八 規程においてその例によることとされる規則第十条第一項ただし書の規定により、電磁的記録を磁気ディスク等に複写したものを交付することが適当と認めること。</p>	

	四 法第八条第三項、第九条第三項、第十二条第三項及び第十四条第三項の規定に基づき、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選任又は解任を経済産業大臣に届け出ること。
	五 法第九条第二項、第十二条第二項及び第十四条第二項の規定に基づき、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせること。
	六 法第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、中長期的な計画を作成し主務大臣に提出すること。
	七 法第十六条第一項の規定に基づき、主務大臣に定期の報告をすること。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

--